

委第3号議案

交通反則切符における供述書作成上の押印欄の取扱いに関する意見書

上記の議案を提出する。

令和5年3月10日

提出者

東大和市議会総務委員会

委員長 中間 建 二

交通反則切符における供述書作成上の押印欄の取扱いに関する意見書

警察庁から警視庁を含む全国の警察へ令和4年11月10日付にて、「交通反則切符における供述書作成上の留意事項について」という通達が出されています。

供述書については交通違反における違反者が任意に作成する書類であるところ、違反者がこれを作成する場合において、署名とともに求めている「押印又は指印」は、違反者本人が作成したことが確認できるようにする目的で、警察官の求めに応じて違反者の「任意」により行われるものであり、他方で、「押印又は指印」が拒否されたことのみをもって、刑事手続におけるその証拠能力が直ちに否定されるものではないことに留意する必要があるとの通達内容です。

つまりは、交通取締りに際して、現代社会においては個人情報保護の観点からも、プライバシー性の大変に高い「押印又は指印」が違反者の法的義務であるという「誤解」を相手方に与えるような「言動」を現場の交通取締りの警察官がしないよう、あらゆる機会を通じて、警察組織として指導監督をしていただく必要があります。

よって東大和市議会は、交通反則切符における供述書作成上の押印欄の取扱いが、交通取締りの現場にて、正しく行われるように、一層の取組を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。